

# 第 76 回総会第 3 委員会会議記録(2)

房野 桂 作成

## 2021 年 11 月 15 日(月)午前 第39 回会議

### 決議の採択(継続)

34. 珍しい病気に罹っている人々とその家族の課題に対処する(A/C.3/76/L.20/Rev.1)

主提案国: スペイン

共同提案国: ブラジル、中央アフリカ共和国、コートイヴォワール、キプロス、エクアドル、赤道ギニア、フランス、イタリア、ベルー、ポルトガル、カタール、南アフリカ、ウクライナ、ヴァヌアトゥ

一般コメント: 米国、**日本(決議案を支持する)**、ニュージーランド

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ロシア連邦、リビア

35. 社会開発世界サミットと第 24 回特別総会の成果のの実施(A/C.3/76/L.19/Rev.1)

主提案国: ギニア(G77/中国を代表)

共同提案国: カザフスタン

票決前ステートメント: 米国

賛成 182 票、反対 2 票(米国、イスラエル)、棄権 0 票で決議を採択

票決後ステートメント: 英国

36. 第 2 回世界高齢者会議のフォローアップ(A/C.3/76/L.17/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ギニア(G77/中国を代表)

共同提案国: トルコ、米国

コンセンサスで決議を採択

票決後ステートメント: アルゼンチン、ロシア連邦

37. 青年がかかわる政策とプログラム(A/C.3/L.11/Rev.1)

主提案国: セネガル

共同提案国: アルメニア、ボリヴィア多民族国家、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、コートイヴォワール、キプロス、デンマーク、エクアドル、赤道ギニア、ギニアビサウ、イタリア、カザフスタン、キルギスタン、モンゴル、パナマ、ポルトガル、サントメプリンシペ、ウクライナ

一般コメント: インドネシア、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ロシア連邦、エジプト、アルゼンチン、マレーシア、バーレー

ン(湾岸協力会議を代表)、ドミニカ共和国、イラン、イエーメン、イラク、リビア、ホーリーシー、アルジェリア

38. 国際家族年 13 周年記念の準備(A/C.3/76/L.18/Rev.1)---PBI なし

主提案国: ギニア(G77/中国を代表)

共同提案国 カザフスタン、ウズベキスタン

一般コメント: ウルグアイ、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: メキシコ、英国、スロヴェニア

39. 女兒(A/C.3/76/L.21/Rev.1)---PBI なし

主提案国: マラウイ

共同提案国: アルメニア、中央アフリカ共和国、中国、コーティヴォワール、キューバ、赤道アギニア、ギニアビサウ、カザフスタン、マラウイ、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、サントメプリンシペ

一般コメント: ロシア連邦、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、グアテマラ、リビア、バーレーン、英国、イラン、セネガル、チュニジア、ホーリーシー

決議内容:

総会は、

2019 年 12 月 18 日の決議 74/134 及び女兒に関するすべての関連決議を再確認し、「国際女兒の日」に関する 2011 年 12 月 19 日の決議 66/170 と CSW の合意結論、特に女兒に関連するものを想起し、

「子どもの権利に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」、これらの「選択議定書」及び「婚姻の同意、婚姻年齢及び婚姻登録に関する条約」を含め、子ども、特に女兒の権利に関連するすべての人権及びその他の条約を想起し、

「私たちの世界を変革する: 持続可能な開発 2030 アジェンダ」と題する 2015 年 9 月 25 日の決議 70/1 及び「開発のための資金調達第 3 回国際会議アディスアベバ行動アジェンダ」を再確認し、

「南部アフリカ開発共同体の子ども結婚の根絶とすでに結婚している子どもの保護に関するモデル法」の採択に留意し、

『子どもさわしい世界』と題する子どもに関する総会の第 27 回特別会期の成果文書、「北京宣言と行動綱領」、「女性 2000 年: 21 世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する総会の第 23 回特別会期の成果、「国際人口開発会議の行動計画」、「社会開発世界サミットの行動計画」、「世界の危機---世界の行動」と題する HIV/エイズに関する総会の第 26 回特別会期で採択された「HIV/エイズ・コミットメント宣言」、2006 年、2011 年、2021 年

に開催された総会の高官会議で採択された HIV とエイズに関する政治宣言を含め、女兒に関連する主要な国連サミットと会議のすべての関連成果を再確認し、これらの完全で効果的な実施が、「持続可能な開発目標」を含め、国際的に合意された開発目標の達成にとっての基本であることを繰り返し述べ、

農山漁村・遠隔地域で暮らしている女兒を含め、すべての女性と女兒のために、「北京宣言と行動綱領」の完全で、効果的で、促進された実施と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施の実現のための国際社会の公約を示した 2020 年 10 月 1 日にニューヨークで開催された第 4 回世界女性会議 25 周年の高官会議を想起し、

慢性的貧困が、女兒を含めた子どものニーズに応え、その権利を推進し保護することに対する最大の障害の一つであり、農山漁村・遠隔地で暮らしている者を含めた貧困の中で暮らしている女兒が、子ども結婚、早期・強制結婚、女性性器切除のような有害な慣行並びに家庭の困難を楽にするための家事と無償のケア労働の不平等な分かち合いを経験する可能性がより高く、しばしば教育を中断し、その他の有害な結果を受け、彼女たちの機会をさらに制限し、彼女たちを貧困の中に埋もれたままにすることを認め、あらゆる形態の範囲の貧困の根絶が女兒の権利の実現にとって極めて重要であり、国際社会の高い優先順位になければならないことも認め、

2030 年までに貧困を根絶するという世界目標が、手の届かないものになっていることを深く懸念し、コロナウィルス病(COVID-19)の流行の多面的インパクトがこれを悪化させて、貧困者の数を 1 億 2,400 万人にまでふやし、特に低・中所得国で、一世代のうちに初めて極度の貧困率を引き上げ、特に女兒の間で未だに多面的な貧困の中で暮らしている人々の数が未だに受け入れがたいほどに高く、所得、富、機会の不平等の程度が依然として高く、多くの国々の内部または間で増えており、質の高い教育、社会保護及び基本的な保健ケア・サービスへのアクセス、比較的貧困のような貧困と剥奪の非所得の側面が依然として極度の貧困と農山漁村の貧困と共に主要な懸念であることを認め、

緊急の国内・国際行動が、極度の貧困を含めた貧困の撤廃に必要であることを認め、世界的な金融・経済危機、不安定なエネルギーと食料価格、様々な要因の結果としての継続する食料の不安定のインパクトを家庭が直接感じていることに留意し、

社会保護、教育、適切な保健ケア、栄養、清潔な飲用水、下水道、衛生を含めた清潔な水への完全なアクセス、スキル開発ととりわけ女兒に対する差別と暴力との闘いがすべて女兒のエンパワーメントのために必要であることも認め、女兒に関連して国連システム全体にわたってジェンダーの視点の主流化の重要性を想起し、

女性と女兒が、気候変動の否定的インパクトの不相応なインパクトを受け、より脆弱であり、根強い干ばつと極端な天候現象、土地の悪化、海面の上昇、沿岸の侵食、大洋の酸化の増加をすでに経験しており、これがさらに保健、食料の安全保障及び貧困根絶、持続可能な開発の達成の努力さらに脅かしていることを強調し、この点で、「国連気候変動枠組み条約」の下で採択された「パリ協定」の実施に留意し、

社会保護プログラムの実施においてしばしば取り残される脆弱な者または脆弱な状況に

ある者、特に女性と女兒を含めた貧困者のための教育、保健、適切な食糧への権利に関して、COVID-19の流行とその結果が農山漁村の貧困の緩和を目的としていることを深く懸念し、COVID-19の流行前ですら、農山漁村と農業開発援助には、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範の撤廃と農山漁村・遠隔地域の女性と女兒のエンパワーメントを目的とするプロジェクトがほんのわずかしかなかったことも認め、

農山漁村と遠隔地域で暮らしている者を含め、子どもが家長を務める家庭での女兒の極端な状況が根強く続き、貧困、武力紛争、気候関連及びその他の危険、自然災害、HIVとエイズの疫病のインパクトを含めた病気の勃発 COVID-19の流行及びその他の人道危機が、女兒を含めた子どもに家庭の主たる稼ぎ手となり、年下の兄弟姉妹の世話を含め、大人の責任を引き受けることを強い、彼らの発達を重大に妨げ、その人権の完全享受を損なうあらゆる形態の差別のみならず、貧困、身体的・心理的・性的暴力を含めた暴力に対して彼らを特に脆弱にすることを深く懸念し、

加盟国と国連システムによる適切な政策対応を特徴づけるに必要な農山漁村と遠隔地域にいる者を含め、女兒を含めた子どもの状態とその社会経済的条件に関して、最近の情報と性別、年齢別、障害別、移動の地位別、地理的位置別、その他の国内の状況に関連した特徴別の統計の継続する欠如についても深く懸念し、質の高い、信頼できる時宜を得た分類データへのアクセスを保障する必要性を認め、

サハラ以南アフリカでは、15歳から19歳までの思春期の若者の間のHIV新感染者7人中6人までが女兒であり、15歳から24歳までの思春期の女子と若い女性は、人口の割合は10%であるが、HIV感染の25%を占めており、この地域ではエイズが15歳から49歳までの思春期の女子と女性の主要な死亡原因であることを懸念し、HIVの発生に関連する世界的な農山漁村/都会の分類データは、15歳未満の女兒の情報がほとんどない状態で、乏しいことに懸念と共に留意し、この点で、準国内データの重要性に留意し、サハラ以南アフリカでのその新たな利用可能性を歓迎し、

女性と女兒がHIV感染に対してより脆弱である地域もあり、HIVとエイズと共に暮らしその悪影響を受けている者の世話と支援に関連する無償のケア労働と家事労働の不平等な割合を含め、HIVとエイズの疫病のインパクトの不相応な重荷を女性が担っており、これが農山漁村地域で暮らしている女兒からその幼年期を奪い、教育を受ける機会を減らし、しばしば、子ども結婚、早期・強制結婚という結果となり、一家の長を務め、最悪の形態の子ども労働と性的搾取に対する脆弱性を増すことを認め、

何百万人もの女兒が、人身取引の被害者であった者、武力紛争と人道危機の影響を受けた者を含め、子ども労働とその最悪の形態にかかわっており、国籍や出生登録のない子どもたちは、人身取引と子ども労働に対して脆弱であり、多くの子どもたちが経済活動を幼年時代を奪いその教育への権利と未来のディーセントな雇用機会の完全享受を妨げる無償のケア労働と家事労働に結び付けなければならないという二重の重荷に直面していることに懸念と共に留意し、

女兒はしばしば、様々な形態の差別と暴力と強制労働にさらされ、遭遇するより多くの

危険にさらされており、これがとりわけ「持続可能な開発目標」、特にジェンダー平等と女児のエンパワーメントに関連している「目標」の達成に向けた努力を妨げることを認め、男性や男児とパートナーを組むことを含め、女児の権利を推進するための重要な戦略として、女児のために正当で公正な世界保障するために、ジェンダー平等を達成する必要性を再確認し、

経済成長と極度の貧困を含め、いたるところであらゆる形態と側面の貧困の根絶を含め、あらゆる「持続可能な開発目標」の達成にとって極めて重要である女児のエンパワーメントと女児への投資、並びに COVID-19 の流行の対応と回復努力の状況を含め、子どもの年齢と成熟度に従って、彼女たちに影響を及ぼす決定への女児の完全で、平等で意味ある参画が、差別と暴力のサイクルを断ち切り、その人権と基本的自由の完全で効果的な享受を推進し保護する際のカギであることも認め、女児をエンパワーするには、意思決定プロセスと男児と男性のみならず、両親、法的後見人、家族、ケア提供者、及びジェンダー平等達成のための同盟者であり、変革の担い手としてより幅広い地域社会の積極的支援と関りを得て、女児の団体を通して、自分の生活と地域社会の変革の担い手として、その積極的参加が必要であることを認め、

子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料、レイプ、性的虐待、ドメスティック・ヴァイオレンス、人身取引及び女性と女児に対して暴力を加えるための ICT とソーシャル・メディアの利用のような女児に不相応な悪影響を及ぼすものを含めた子どもに対するあらゆる形態の暴力、さらに、相当する刑事責任免除と説明責任の欠如、社会における女児の比較的低い地位を強化する差別的規範を反映している特に地域社会レベルでの女性と女児に対する暴力があまり認められず、通報もされないことについて深く懸念し、

移動制限及びその他の公衆衛生措置、並びに安全保障及びその他のサービスへのアクセスの制限の状況を含め、COVID-19 流行中の女性と女児に対する暴力の増加も深く懸念し、

女性と女児に対するあらゆる形態の差別と農山漁村・遠隔地域で暮らしている女児と障害を持つ女児の権利侵害についてさらに深く懸念し、しばしば女児にとって、包摂的で公正で質の高い教育、食料の割り当てを含めた栄養、及び身体的精神的健康ケア・サービスへのアクセスの減少という結果となり、女児がその権利、機会、男児よりもその子ども時代と思春期の権利と機会と利益の享受が少なくなり、男児よりも彼女たちを無防備な早すぎる性関係、早期妊娠、子ども結婚、早期・強制結婚、出生前性の選別、女性性器切除のような有害な慣行をしばしば受け、様々な形態の文化的・社会的・性的・経済的搾取と暴力、虐待、レイプ、近親姦、名誉関連の犯罪を受ける結果となる彼女たちの特別なニーズを念頭に置き、

広がった慣行にもかかわらず、子ども結婚、早期・強制結婚は、農山漁村と遠隔地域で未だに通報不足であることを深く懸念し、これにはさらなる注意が必要であり、子ども結婚、早期・強制結婚は、女児を HIV と性感染症の大きな危険にさらし、しばしば早すぎる

性関係、早期妊娠と早期出産に繋がり、産科フィステュラと程度の高い妊産婦死亡と罹病を増やし、妊娠・出産中の併発症をさらに伴い、これが特に若い女性と女兒にとって障害・死産・妊産婦死亡につながり、これには熟練した出産介添えと緊急産科ケアの領域で母親にとって、適切な出産前・出産後の保健ケア・サービスを必要とし、これが女兒がその教育を修了し、包括的な知識を得、地域社会に参画したり、雇用される可能性のある技術を開発する女兒の機会を減らし、その身体的・精神的健康と福利、その雇用機会と彼女たちとその子どもたちの生活の質に長期的な否定的なインパクトを与える可能性があり、その人権の完全享受を侵害し、損なうことに懸念と共に留意し、

子ども結婚、早期・強制結婚は人権の享受にとって広範囲な否定的結果を持つあらゆる形態の差別と暴力を受けない生活を個人が送ることを妨げる人権侵害と有害な慣行となり、他の形態の女性と女兒に対する暴力とその他の有害な慣行と人権侵害に関連しており、これを永続化し、そのような侵害が、女性と女兒に不相应な否定的インパクトを与えることも深く懸念し、女性と女兒の人権と基本的自由を尊重し、保護し、成就し、子ども結婚、早期・強制結婚の慣行を防止し、撤廃する国家の人権責務と公約を強調し、

若い女性と女兒が、水不足、危険な水、不適切な下水道と乏しい衛生の悪影響を受けていることをさらに深く懸念し、女兒、特に農山漁村地域にいる者が、家庭での水の調達の重荷、学校での上下水道施設の欠如、効果的な女性衛生製品への不適切なアクセスのために、学校への完全な継続する参画からしばしば排除されることをさらに懸念し、

保健ケア、衛生及び下水道のみならず、若い人々、特に思春期の女子の質の高い教育への強化された、平等なアクセスが、予防できる病気と感染症、特に HIV 及びその他の性感染症に対するその脆弱性を劇的に低下させることを強調し、

質の高い教育を提供する際の進歩にもかかわらず、女兒は未だに男児よりも質の高い教育から排除されたままである可能性が高く、農山漁村地域と遠隔地の子どもたちの学習レベルは低いままであるので、アクセスと自習においてジェンダー平等を達成し、女兒の識字をかなり改善する可能性は低いことを認め、教育への権利の女兒の平等な享受に対するジェンダー化した障害の中に、子ども結婚、早期・強制結婚、早期妊娠、デジタルの状況を含めた性暴力とジェンダーに基づく暴力、無償のケア労働と家事労働の不相应な割合、月経衛生を含めた安全で適切な下水道施設の欠如、男児と比べて家族と地域社会が女兒の教育により少ない価値を置くことに繋がるジェンダー固定観念と否定的な社会規範があることも認め、

教員が加える暴力のように、学校の行きかえりの性暴力とハラスメントを含め、女兒に対する学校関連の暴力が、女兒の教育と多くの場合中等教育への移行と修了を遅らせ続け、こういった危険が女兒が学校に通うことを認める親の決定に影響を及ぼすかも知れないことを深く懸念し、

学校給食と持ち帰り食料が子どもたちを学校に引き留めることに留意し、学校給食が、すべての女兒にとって就学率を高め、怠業を減らすことを認め、

国際社会、関連国連機関、専門機関、市民社会と国際金融機関が、強化された財政資金

の配分と技術援助を通して、女兒のニーズと優先事項に対処する対象を絞った包括的なプログラムを積極的に支援し続ける必要性を強調し、

1. 事務総長の報告書に留意する。

2. 国際人権条約の下で規定されているように、女兒を含めた子どもの権利の完全で緊急の実施の必要性を強調し、「子どもの権利に関する条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」及びこれらの「選択議定書」の署名と批准または加入を優先問題として検討するよう各国に要請する。

3. 国際労働機関の1973年の「最低年齢条約(第138号)」と1999年の「最悪の形態の子ども労働条約(第182号)」をまだ批准も加入もしていないすべての国々に、批准と加入を検討するよう要請する。

4. ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントと教育、栄養、上下水道、出生登録、保健ケア、ワクチン接種と非感染性疾患を含めた死亡率の主要原因を表している疾病からの保護のような基本的な社会サービスへの平等なアクセスを推進する関連プログラムを開発または見直し、女兒に特化したものを含め、すべての開発政策とプログラムにジェンダーの視点を主流化するよう国々に要請する。

5. 極度の貧困を含め、強化された国際的支援と強化された世界的パートナーシップで、いたるところであらゆる形態と側面の貧困を根絶する対象を絞った措置を取ることの重要性を強調しつつ、下限を含め、特にすべての女兒のための国内的に適切な社会保護制度と措置を通して、社会保護の範囲を拡大し、2030年までに貧困と脆弱な状況の中で暮らしている人々の実体的範囲を達成するようすべての国々に要請し、国々、国連開発制度及びすべての関連ステイクホルダーが貧困を根絶するその作業と努力において多面的で調整された取り組みを保障し推進する必要性に留意する。

6. 極度の貧困を含め、貧困の中で暮らしており、適切な食糧と栄養、上下水道施設を奪われて、基本的な身体的・精神的保健ケア、シェルター、教育、参画と保護にアクセスのない女兒の状況を改善するよう国々に要請する。

7. 農山漁村地域の女兒に対する、しばしば複雑化されているあらゆる形態の差別と取り組み、特にCOVID-19流行の回復努力に関連して、農山漁村・遠隔地域で暮らしている者を含め、障害を持つ女兒と脆弱な状況にある女兒に特別な注意を払いつつ、思春期の女子の生活の多面的側面に対応する横断的で統合されたジェンダーに配慮した政策とプログラムを実施するよう国々とその他の関連行為者を奨励する。

8. 女兒の人身取引とあらゆる形態の暴力を防止し、オンラインでもオフラインでも、暴力、ハラスメント、搾取及び虐待及び子ども結婚、早期・強制結婚と女性性器切除のような有害な慣行を経験しているまたは経験したことがある高い危険にさらされている女兒に包括的支援を保障するために、農山漁村・遠隔地域で暮らしている者を含め、先住民族女兒と社会的・経済的排除に直面している女兒を含め、障害を持つ女兒と脆弱な状況にある女兒に特別な注意を払いつつ、多部門的子ども保護制度を強化することを検討するよう、各国とその他の関連行為者に要請する。

9. 包摂的で公正で質の高い教育への平等なアクセスを保障するには、教育制度の変革、教育プログラムへのジェンダーの視点の主流化、インフラ開発及び教員訓練が必要であることを認め、この点で、周縁化されまたは脆弱な状況にある者を含め、すべての女兒が教育への権利を享受することを保障するために、適切な資金提供を通して質の高い教育に投資するよう各国に要請する。

10. 特に開発途上国で、遠隔学習を提供することにより、農山漁村・遠隔地域で暮らしている者を含め、すべての若い女性と女兒のエンパワーメントと安全を保障する努力の一部として、国々の内部及び間で、存在する場合にはジェンダー・デジタル格差を含め、デジタル格差を埋める手段を取るために、民間セクターと市民社会を含め、関連ステイクホルダーと協力するよう加盟国に要請する。

11. 教育への女兒の権利と学習の継続の重要性を強調し、COVID-19 流行中に障害を持つ女兒のみならず、思春期の女子が落ちこぼれ、教育施設が再開しても学校に戻らない特別な危険にさらされ、これによって貧困、子ども結婚、早期・強制結婚、暴力と早期妊娠に対するその脆弱性を増していることを認める。

12. COVID-19 流行の状況で、学校の閉鎖は最後の手段であり、より幅広い公衆衛生制限に釣り合ったものであり、女兒は一旦安全であると思われれば、学校に戻る際に保護され、支援されることを保障するよう加盟国に要請し、この点で、流行病中の教員とその他の教育専門家の適切な訓練と教材と遠隔学習プラットフォームの利用可能性とアクセスを保障し、特に開発途上国で遠隔学習機会を提供するための特にインターネット、テレビ、ラジオ等の代替教授のための接続への乏しいアクセス、接続と器具の利用可能性の欠如、限られたデジタル技術、地方に関連したデジタル・コンタクトの不在、ジェンダー固定観念と否定的な社会規範のような障害を含め、デジタル格差を埋めるための適切な措置を取るよう加盟国とその他の関連ステイクホルダーに要請する。

13. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施と女兒の教育への権利を実現する際に、各国政府を支援する国連の役割に留意する。

14. 農山漁村地域で暮らしている者を含め、すべての子どもたちに初等教育を義務化し、無料で利用できるようにし、特に無料の中等教育の暫定的導入を通して、中等・高等教育を万人が利用できるアクセスできるものにするのみならず、すべての子どもが質の高い教育にアクセスできることを保障し、積極的優遇措置を含め、平等なアクセスを保障し、家族への財政的奨励策を増やすことにより教育への物理的アクセスを保障し、学校の行きかえりの女兒の安全性を改善し、すべての学校がアクセスでき、安心安全で、暴力がなく、衛生的で別個の適切な下水施設を提供することが、機会均等の達成と排除と闘い、特に低所得家庭からの女兒と子どもと一家の長となる子どものための学校の出席を保障することに貢献することを認めるようすべての国々に要請する。

15. 正規の教育を受けなかった者のための補習教育と識字教育を含め、女兒のための質の高い教育、すでに結婚している者または妊娠している者を含め、初等教育後を通して学校に女兒を引き留めておくための特別イニシアティブを強く強調し、若い女性のためのス

キルと起業訓練へのアクセスを推進し、労働市場に参入する若い女性が完全に生産的な雇用とディーセント・ワーク及び同一労働または同一価値労働同一賃金を得る機会があることを保障するために、ジェンダー固定観念と取り組むようすべての国々に要請する。

16. 女性の非識字を撤廃し、金融・デジタル識字を推進し、女兒がリーダーシップ訓練、キャリア開発、奨学金への平等なアクセスがあることを保障し、万人のための生涯学習機会を推進し、質の高い幼児教育、初等・中等教育の修了を保障し、すべての女兒のために職業・技術教育を拡大し、適宜、万人のための文化間・多言語教育を育成し、教育制度内の否定的な社会規範とジェンダー固定観念に対処するよう各国を奨励する。

17. 基本的なデジタルの流暢さと高度な技術スキルにまでわたって、教育と訓練機会の範囲を拡大し、そのようなスキルを開発する女兒は、より学術的な成功と将来より給料の高い職を得るかも知れないことを認め、女性と女兒が男性と男児のように、これら領域で果たすべき同等に重要な役割を得ることも認めることにより、その教育全体を通して、ICTを含め、科学・技術・数学・工学の女兒の教育を推進する包摂的な政策とプログラムを適宜採用し、実施するようにも各国を奨励する。

18. 適宜、国際団体、市民社会及びNGOの支援を得て、発達する能力に従って、両親と法的後見人の適切な指示とガイダンスを得て、学校の内外にいる思春期の女子と男子、若い女性と男性に、性と生殖に関する健康とHIVの防止、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント、人権、身体的・精神的・思春期の発達と男女間の力関係についての情報を提供する、科学的に正確で年齢にふさわしい包括的な教育を含め、正規・非正規教育プログラムを優先して政策とプログラムを開発し、HIV感染及びその他の危険から特に身を守ることができるようにするために、若い人々、両親、法的後見人、ケア提供者、教育者、保健ケア提供者との完全なパートナーシップで、自尊心と情報を得た意思決定、コミュニケーションと危険削減スキルを築き、尊重し合う関係を開発することができるように各国に要請する。

19. 幼年期と思春期の女兒と男児の異なったニーズを認め、女兒の保健と教育へのアクセスを改善し、その安全性を高める教育機関とその他の公共のスペースでの女性衛生製品の処分施設を含め、私的なトイレ施設のみならず、安全な飲用水、下水道、衛生及び女性衛生製品を含め、特に女兒が清潔な水にアクセスがあることを保障して、その変化するニーズに一致し対応する適合した投資を行うよう各国に要請する。

20. 女兒の学校の出席が、月経についての否定的認識と学校での女兒のニーズに応える上下水道と衛生施設のような安全な個人の衛生を維持する手段の欠如によって悪影響を受けることもあることを認めて、市民社会及びその他の関連行為者と協働で、月経が健全で自然なものとして認められ、女兒がこれに基づいて汚名を着せられることのない文化を育成するために、教育・保健の慣行を推進するよう各国に要請する。

21. 女性と女兒に対するあらゆる形態の差別を緊急に根絶する努力を強化するよう各国に要請し、差別法を改正または廃止するために女性と女兒を差別する残る法律を見直し、場合によっては、司法へのアクセス、女兒に対して行われた性暴力犯罪の加害者に対する

刑事責任免除との闘い、適切な懲罰の利用可能性の確保を含め、女兒の人権の実現に対して責任ある機関の間の調整を高め、これら目標を達成するために必要なすべての資金と支援を動員するために国内機関を強化することを含め、さらなる行動とイニシアティブのパラグラフ 33 に含まれているように、「北京行動綱領」に述べられている目標の達成に影響を及ぼし続けている障害に対処する措置を取るようすべての国々と国連システムと市民社会に要請する。

22. 女兒と男児の雇用に関連する国際労働機関の適用できる条約が、尊重され、効果的に実施され、雇用されている女兒が、ディーセント・ワークと同一労働または同一価値労働同一賃金に平等にアクセスでき、経済的性的搾取、セクハラ、職場での暴力と虐待から保護され、自分の権利に気付いており、正規・非正規の教育、技術開発と技術・職業訓練へのアクセスがあることを保障するようにも各国に要請し、適宜、国内行動計画を含め、子ども労働とその最悪の形態、商業的性的搾取、危険な形態の子ども労働、人身取引と強制・負債労働を含めた奴隷のような慣行、適用できる国際法に反した武力紛争への子どもの徴兵と使用を撤廃するジェンダーに対応した措置を開発し、農山漁村と遠隔地域で暮らしている者を含めた女兒がこの点で大きな危険に直面していることを認めるよう各国に要請する。

23. 適宜、民間セクター、市民社会、NGO、地域社会を基盤とした団体を含め、関連ステイクホルダーの支援を得て、政策、プログラム、法的枠組みの開発と施行、性と生殖に関する健康サービス、HIV/エイズと精神衛生サービス及び栄養介入を含め、質の高い、ジェンダーに配慮した、思春期に優しい、保健サービス、精神衛生、情報、商品を普遍的にアクセスでき、利用できるようにする保健制度の強化を通して、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康のの享受への女兒の権利を保証する措置を取るよう各国に要請する。

24. 国の保健制度の能力を強化するようにも国々に要請し、この点で、産科フィステュラを防止し、家族計画、出産前・出産後ケア、熟練した出産介添え、緊急産科ケア、出産後ケアを含め、サービスの連続を思春期の女子、貧困の中で暮らしている女子と産科フィステュラがあたりまえのことであるサービスの乏しい農山漁村地域の女子に提供することにより、産科フィステュラを防止し、起こった事例を治療するために必要な基本サービスを提供するために、適切な資金を提供することを含め、要請に応じて国の努力を支援するよう国際社会に勧める。

25. 子ども結婚、早期・強制結婚を防止し、なくし、危険にさらされている者を保護することを目的とする法律と政策を制定し、支持し、厳しく施行し、婚姻は、配偶者になろうとする者の情報を得た、自由で完全な同意があって初めて成立することを保障し、同意の法的最低年齢と婚姻の最年齢に関する法律を制定し、厳しく施行し、婚姻の最低年齢を引き上げ、これらの法律がよく知られ、国の司法制度がふさわしいものであることを保障し、包括的で調整された政策、行動計画、プログラムをさらに開発し実施し、すでに結婚している女兒と思春期の若者を支援し、実行可能な代替手段と制度的支援の提供を保障

し、質の高い教育プログラムへのアクセスを保障し、農山漁村地域で暮らしている者を含め、女兒のための質の高い安全な学校教育へのアクセスを高め、その人権の完全享受を推進し保護するために女兒の生存、保護、開発、地位の向上を保障し、そのような計画をそのような開発プロセスの不可欠の部分にすることにより、女兒のために平等な機会を保障するようすべての国々に要請する。

26. 財産権と相続権の保護を含め、身体的・心理的・経済的福利、保健ケア・サービス、栄養、安全な飲用水と下水道と衛生を含めた清潔な水、シェルター、教育、奨学金と訓練機会へのアクセスを保障する規定を含み、適宜、社会保護プログラムと経済的支援を通して家族が保護され、一緒にいる際に支援されることを保障する規定を含む、子どもが家長を務めている家庭、特に女兒が家長である家庭で暮らしている子どもたちを保護し、支援し、エンパワーする法律を適宜制定し、実施するよう各国に要請する。

27. 子ども、特に女兒のエンパワーメントのみならず、安全と保護を保障するために立案されるプログラムとメカニズムを開発する際に、特に地域社会と協力しこれを巻き込むことによって、関連ステイクホルダーとのパートナーシップを築き、その地域社会から必要とする支援を受けることを保障するようにも各国に要請する。

28. 家族構成別、性別、年齢別、障害別、経済状態別、婚姻と移動の状態別、地理的位置別及びその他の国内の状況に関連する特徴別の女兒に関する調査、データ収集、分析を強化し、女兒の状況、特に彼女たちが直面する重複する形態の差別についてのよりよい理解を提供するために、生活時間、無償のケア労働及び上下水道に関するジェンダー統計を改善し、効果的に女兒の権利を推進し、尊重し、保護し、成就するために、女兒が直面するかも知れない様々な形態の差別に対処する包括的で、ジェンダーに配慮した、年齢にふさわしい取組を取るべきである必要な政策とプログラム対応の開発を特徴づけるよう各国に要請する。

29. 他の子どもと同等にすべての人権と基本的自由の障害を持つ女兒の完全享受を保障するに必要なすべての措置を取り、そのニーズに対処するために立案された適切な政策とプログラムを採用し、実施し、強化するよう国々に要請する。

30. 幼女殺しと出生前性の選択、女性性器切除、レイプ、ドメスティック・ヴァイオレンス、近親姦、性的虐待、性的搾取、子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料、人身取引と強制移動、強制労働と子ども結婚、早期・強制結婚を含めたあらゆる場でのあらゆる形態の暴力、差別、搾取と有害な慣行から女兒を保護するための法律を制定し施行し、暴力と差別を受けている女兒を支援するための年齢にふさわしく、安全で、機密の、障害者がアクセスできるプログラムと医療的・社会的・心理的支援サービスを開発するようすべての国々に要請する。

31. 女兒に対するあらゆる形態の学校関連の暴力を防止し、撤廃する努力を強化するよう国々に要請する。

32. 民間セクターとメディアを含め、関連ステイクホルダーと協力して、インターネットでの子どものポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料の配布を防止し、そのような

資料の通報と除去を可能にする適切なメカニズムが設置され、その作成者、配布者、収集者が適宜訴追されることを保障するよう、すべての国々に要請する。

33. 専門の資金を持ち、広く普及され、女性団体を含め、女性に対する暴力、その原因と結果と、特に女性と子どもの人身取引に関する人権理事会の特別報告者と子どもに対する暴力に関する事務総長の特別代表の女兒に関連する勧告に注意して、女性団体との相談を含め、すべての関係者がかかわらせる監視・評価メカニズムの設立を通して効果的な国内の施行メカニズムのみならず、実施のための目標と予定表を提供すべき、女性と女兒に対するあらゆる形態の差別と暴力を撤廃するための包括的で、学際的で、調整された国の政策、プログラムまたは戦略を必要に応じて策定または改正するよう国々に要請する。

34. 子どもの年齢と成熟度に従って、相当の重みを子どもに与える目的で、彼らに影響を与えるすべての事柄に自分の考えを形成できる子どもは、その考えを自由に表明する権利があることを保障し、この権利が完全に平等に女兒によっても享受されることを保障し、適宜、意思決定プロセスへの障害を持つ女兒のみならず、特別なニーズを持つ者を含めた女兒とその代表団体がかかわらせ、彼女たちの完全で効果的な参画を保障する目的で、彼女たちのニーズを明らかにし、これらニーズに応えるための政策とプログラムを開発し企画し実施し評価する政策に完全なパートナーとして彼女たちを含めるようにも各国に要請する。

35. 孤児、路上で暮らしている子どもたち、国内避難民と難民の子どもたち、HIV とエイズと共に暮らしておりまたは悪影響を受けている子どもたち、投獄されていたり、親の支援なしで暮らしている子どもたちを含め、かなりの数の女兒が脆弱であることを認め、従って、関連する場合は国際社会の支援を得て、適切なカウンセリングと心理社会的支援を提供し、彼女たちの安全性と学校への就学とシェルターへのアクセス、他の子どもと同等のよい栄養と保健と社会サービスを保障することにより、そのような子どものための支援的環境を提供する政府と地域社会と家族の能力を築き、強化する国内・準地域・地域政策と戦略を実施することにより、そのような子どもたちのニーズに対処するよう各国に要請する。

36. 紛争前、紛争中、紛争後の状況とその他の人道緊急事態と気候関連の危険と自然災害、並びに人道緊急事態での女兒の特別な脆弱性を考慮入れ、女兒の権利を尊重し、推進し、保護するようすべての国々と国際社会に要請し、救援から回復に至る人道緊急事態のすべての段階で女兒の保護のための特別措置を取り、特に安全な飲用水と下水道と衛生を含めた清潔な水を含む基本的サービスへのアクセスが子どもにあることを保障し、難民、移動者、強制移動させられた女兒に特別な注意を払って、HIV 感染を含めた性感染症とレイプ、性的虐待と性的搾取、拷問、誘拐、強制労働を含めた人身取引から彼女らを保護し、武装解除、動員解除、リハビリ支援及び再統合プロセスで彼女たちの特別なニーズを考慮に入れるよう各国に要請する。

37. 貧困の中のみならず、農山漁村と遠隔地域で暮らしている者を含め、女兒の視点と優先事項が、武力紛争中と紛争後の状況と人道緊急事態の中で考慮に入れられ、子どもの

年齢と成熟度に従って、意識を高め、武力紛争の重影響を受けている女兒を含め、子どもに汚名を着せることとの闘いを提唱する社会のすべての構成員の貢献を認め、紛争防止、平和仲裁、平和構築及び紛争後の再建に関連する政策とプログラムの立案、実施、フォローアップ及び評価への完全で平等で意味あるように参画することを保障するよう各国に要請する。

38. 人道危機中を含め、国連活動にかかわっている軍、警察、文民職員を含め、人道ワーカーと平和維持者による女性と子どもの性的搾取と虐待と人身取引のすべての行為を嘆かわしく思い、事務総長によって導入された性的搾取と虐待を防止し、対処することに関する任意のコンパクトに留意し、この点で、ゼロ・トレランス政策を実施する国連機関と平和維持活動によって払われる努力を歓迎し、平和維持活動特別委員会の勧告に基づいた関連総会決議で採択された措置の遅滞ない完全実施を通して、そのような職員による虐待と搾取と闘うために必要なすべての適切な行動を取り続けるよう、事務総長またはそのような人道ワーカーの出身加盟国と職員に貢献している国々に要請する。

39. 搾取の被害者である女兒の犯罪化に反対する効果的措置を取り、搾取を受けた女兒が必要な心理的支援へのアクセスを受けることを保障することにより、女性と女兒に対するあらゆる形態の暴力を撤廃するより幅広い努力内の包括的な反人身取引戦略の一部として、性的・経済的搾取を含め、あらゆる形態の女性と女兒の人身取引と闘い、撤廃し、訴追する効果的な子どもと青年に配慮した措置を考案し、施行し、強化するよう加盟国に要請し、この点で、「国連国際組織犯罪防止条約」を補う、「人、特に女性と子どもの人身取引を防止し、抑制し、罰するための議定書」を完全に尊重して、「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の関連規定とそこに概説されている活動を完全に効果的に実施するよう、NGOと民間セクターとメディアを含め、市民社会のみならず、加盟国、国連及びその他の国際・地域・準地域団体に要請する。

40. 「世界人権宣言」に書かれているように、万人が国籍への権利を有していることを再確認し、この点で、国際条約の下で適用できる責務に従って、国籍法を採用して実施することを検討し、その領土で生まれた子どもまたはそうしなければ無国籍となる海外にいる国民に無料または低コストの出生登録によって国籍の取得を促進し、保障するようまだこれを行っていない各国に要請する。

41. 社会のすべての部門、特に子どもたちに、女兒の人権に関する年齢にふさわしく、ジェンダーに配慮した情報資料の翻訳、作成、普及を通して、人権教育とこれら人権の完全尊重と享受を推進するよう、各国政府、メディアを含めた国際社会及びNGOに要請する。

42. すべての国連システムの団体と機関、特に国連子ども基金、国連教育科学文化機関、世界食糧計画、国連人口基金、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)、世界保健機関、国連エイズ合同計画、国連開発計画、国連難民高等弁務官事務所、国際労働機関が、個々に、集団的に、「国連持続可能な開発協力枠組み」を通して、国の優先事項に従って、国の協力プログラムで女兒の権利と特別なニーズ

を考慮に入れることを保障するよう、国連システム調整理事会議長としての事務総長に要請する。

43. そのマンデートの実施に、定期的に、組織的にジェンダーの視点を採用し、女性と女児の人権侵害の質的分析に関する情報をその報告書に含めるようすべての人権条約機関と特別手続きを含めた人権理事会の人権メカニズムに要請し、この点での協力と調整の強化を奨励する。

44. 「持続可能な開発目標 3」特に 2030 年までにエイズの疫病をなくすというターゲットを達成する目的で、包括的な、HIV とエイズの予防、治療、ケア、支援を提供するすべての政策とプログラムの中で、特別な注意と支援が妊娠している女児、若い思春期の母親、障害を持つ女児を含め、危険にさらされており、HIV と共に暮らし、その悪影響を受けている女児と一家の長である子どもに与えられることを保障するよう国々に要請する。

45. 新しい、料金が手ごろな抗レトロウイルス薬と HIV 診断、特に第二選択薬と子どもに優しいポイント・オブ・ケア診断並びに持続可能で予見できるように、開発途上国に手ごろな価格で薬物へのさらなるアクセスを提供することを目的とするものを含め、社会開発のための資金の動員に貢献する革新的な資金提供メカニズムに基づくものを含め、国々のグループによって取られる任意のイニシアティブのみならず、二国間及び民間セクター・イニシアティブを通じた、HIV 予防の女性が管理する方法とその急速な展開への投資を推進するよう国々に勧め、この点で国際薬物購入ファシリティである Unitard に留意する。

46. 子どもたち、特に女児に、その食事のニーズと積極的に健康な生活のための食物の要件に応え、十分に安全で栄養のある食物へのアクセスがあるという目標で、食料と栄養支援を統合するようすべての国々に要請する。

47. HIV に配慮したプログラムを含め、社会保護プログラムが、学校への出席を保障し、権利を保護して、女児のニーズと脆弱性に特別な注意を払って、孤児やその他の脆弱な子どもたちに提供されることを保障するよう国々に要請する。

48. 立案と実施に、ジェンダーに配慮したその他の社会安全保障ネットと貧困緩和プログラムを含め、社会保護プログラムを規模拡大し、農山漁村と遠隔地域で暮らしている者を含めた女児の特別なニーズに対処し、COVID-19 流行の結果として、深まる貧困と社会的排除と教育の障害を防止するよう国々と関連行為者に要請する。

49. 若い人々、特に女児が、その社会的・経済的及びその他の可能性を成就し、HIV 感染と早期妊娠の防止を含め、課題を克服するに必要な知識、態度、生活技術を得ることができるよう、特に教育と保健セクターで、あらゆるレベルの資金を増額するよう国々と国際社会に要請する。

50. 財政資金の配分と技術援助を通して、女児の権利と教育へのアクセスに対処する努力を積極的に支援し続けるよう、各国、国際社会、関連国連機関、市民社会及び国際金融機関に要請する。

51. 「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に沿って、ジェンダー平等と農山漁村・遠隔

地域で暮らしている者を含めたすべての女性のエンパワーメントの達成に重点を置いて、予算の配分も通して、障害者を含めた投資のみならず、資金を動員し、長期的なジェンダーと年齢に配慮した投資を増額し、関連する民間セクター投資を強化するよう国々及びその他の関連ステイクホルダーに要請する。

52. この点で、あらゆるレベルで、資金の強化された利用可能性と効果的配分を認め、子ども、特に女性への投資とその権利の実現が貧困を根絶する最も効果的な方法であることを再確認して、特に、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」と「開発のための資金調達第3回国際会議のアディスアベバ宣言」及び特に世界・地域・国レベルでの貧困根絶のためのその他のすべての関連する国際的に合意された開発目標の完全で時宜を得た実現に向けた世界的努力と協力し、支援し、参画することにより、特に女性の福利が保障される環境を醸成するよう国々及びその他の関連ステイクホルダーに強く要請する。

53. 加盟国によってなされた社会的・経済的・政治的投資の改善と COVID-19 の流行が、女性とこれからの回復に与えたインパクトに関する状態分析を含め、加盟国と国連システムの諸団体と機関及び NGO によって提供された情報を利用して、本報告書が女性の福利に与えるインパクトを評価する目的で、本決議の実施に関して、第 78 回総会に報告書を提出するよう事務総長に要請する。

40. 人種主義・人種差別・排外主義・関連する不寛容を撤廃するための具体的行動と「ダーバン宣言と行動計画」の包括的な実施とフォローアップの世界的呼びかけ  
(A/C.3/76/L.61/Rev.1)

主提案国: ギニア(G77/中国を代表)

共同提案国: ロシア連邦

票決前ステートメント: イスラエル、ウルグアイ、米国、日本(協議プロセスにおける透明性の欠如を残念に思い、予算の意味合いに関連するので規則を尊重するよう事務局に要請する)

賛成 125 票、反対 17 票、棄権 35 票で決議を採択

票決後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、英国、ニュージーランド、ジャマイカ

41. 中央アフリカの人権と民主主義のための準地域センター(A/C.3/76/L.32)---PBI なし

主提案国: カメルーン(中央アフリカ諸国経済共同体を代表)

共同提案国 ナイジェリア

コンセンサスで決議を採択

42. 移動者の保護(A/C.3/76/L.52/Rev.1)

主提案国: メキシコ

共同提案国: アルメニア、ボリヴィア多民族国家、中央アフリカ共和国、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、エクアドル、赤道ギニア、ホンデュラス、キルギスタ

ン、マリ、パラグアイ、ポルトガル、スペイン

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：スロヴェニア(欧州連合を代表)、リビア、チリ、アルジェリア、ハンガリー、ロシア連邦、エリトリア、米国、ホーリーシー

#### 43. 国連犯罪防止刑事司法プログラム、特にその技術協力能力の強化

(A/C.3/76/L.9/Rev.1)

主提案国：イタリア

共同提案国：アルバニア、オーストリア、ベラルーシ、中央アフリカ共和国、コートイヴォワール、キプロス、チェキア、赤道ギニア、ドイツ、グアテマラ、ホンデュラス、カザフスタン、マラウイ、ミクロネシア連邦国家、モンゴル、オランダ、パラグアイ、タジキスタン、ウクライナ

一般コメント：メキシコ、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後コメント：ロシア連邦、イラン、中国、オーストラリア

#### 44. 安全な飲用水と下水道への人権(A/C.3/76/L.56/Rev.1)

主提案国：ドイツ

共同提案国：アルメニア、オーストリア、ペギー、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、パナマ、パラグアイ、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ

一般コメント：英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：リビア、エチオピア、アルゼンチン、バーレーン、イラン、セネガル、米国、ホーリーシー

#### 45. 「障害者の権利に関する条約」とその「選択議定書」の実施：参画

(A/C.3/76/L.53/Rev.1)---PBI なし

主提案国：ニュージーランド

共同提案国：アンティグア・バーブダ、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、中央アフリカ共和国、コスタリカ、コートイヴォワール、キプロス、デンマーク、エクアドル、フィンランド、ドイツ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、イタリア、メキシコ、モナコ、モンゴル、北マケドニア、ノルウェー、パラグアイ、ポルトガル、スロヴェニア、スウェーデン、米国

一般コメント: ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: エジプト、イラク、米国、アルゼンチン、マレーシア、イラン、ホーリーシー

46. 人権と基本的自由の推進と保護に対する誤報との闘い(A/C.3/76/L.7/Rev1)---PBIあり(A/C.3/76/166)

主提案国: パキスタン

共同提案国: 中央アフリカ共和国、コートジボワール、エリトリア、ロシア連邦

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、ロシア連邦、日本(日本は表現の自由にコミットしている。流行病は誤報の課題を呈している。日本はコンセンサスに加わったが、折衝プロセスと決議のPBIの透明性の欠如を残念に思う。加盟国は時宜を得てPBIについて知らされなかった。追加の経費があれば協議中に討議されるべきでありこの点に十分注意するよう事務局に求める)、メキシコ、カナダ、米国、英国、オーストラリア、エリトリア、イスラエル、ホーリーシー

答弁権行使: ベラルーシ

## 11月17日(木)午前・午後 第40・41回会議

### 決議の採択(継続)

47. 朝鮮民主人民共和国の人権状況(A/C.3/76/L.27)

主提案国: スロヴェニア(欧州連合を代表)

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、スイス

一般コメント: 朝鮮民主人民共和国、ヴェネズエラ、ロシア連邦、英国、日本(過去に朝鮮民主人民共和国による日本国民の拉致を指摘し、拉致被害全員の即時釈放を要請する)、シンガポール、シリア(非同盟運動を代表)、米国、イラン、トリニダード・トバゴ、中国、キューバ、ナイジェリア、エリトリア

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: アルジェリア、ベラルーシ、フィリピン、ヴェトナム

48. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/C.3/76/L.28)---PBIなし

主提案国: カナダ

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、クロアチア、

キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、キリバティ、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、モナコ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国

票決前ステートメント：イラン、ブラジル、キューバ、ヴェネズエラ、英国、朝鮮民主主義人民共和国、シリア、ロシア連邦、中国、米国、パキスタン

賛成 79 票、反対 30 票、棄権 71 票で決議を採択

採択後ステートメント：イスラエル、カナダ、メキシコ、日本(イランは大勢のアフガン難民を受け入れ、彼らに基本的サービスを提供している。幅広い改善、特に捜査プロセスの改善を要請する。日本は決議に賛成票を投じた)、ベラルーシ、オーストラリア

49. ウクライナの一時的に占領されているクリミア自治共和国とセヴァストポール市の人権状況(A/C.3

/76/L.29)---PBI なし

主提案国：ウクライナ

共同提案国：オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、マーシャル諸島、オランダ、ノルウェー、ポーランド、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国、米国

票決前ステートメント：ロシア連邦、米国、ヴェネズエラ、アゼルバイジャン、イラン、シリア、英国、スロヴェニア(欧州連合を代表)、朝鮮民主主義人民共和国、ジョージア

賛成 64 票、反対 20 票、棄権 93 票で決議を採択

採択後ステートメント：ベラルーシ、シンガポール、中国、メキシコ

50. ミャンマーのロヒンギャ・ムスリム及びその他のマイノリティの人権状況

(A/C.3/76/L.30/Rev.1)

主提案国：ニジェール(イスラム協力機構を代表)

共同提案国：オーストリア、ベルギー、ブルガリア、中央アフリカ共和国、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リベリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、英国、米国

一般コメント：サウディアラビア、ミャンマー、インドネシア、イラン、マレーシア  
コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：バングラデシュ、リヒテンシュタイン、スロヴェニア(欧州連合

を代表)、フィリピン、ヴェトナム、スイス、ニュージーランド、カナダ、ベラルーシ、米国、チェコ共和国、シンガポール、ノルウェー、東ティモール、オーストラリア、中国、タイ、ロシア連邦

51. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/C.3/76/L.31/Rev.1)---PBI あり

主提案国: 米国

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マーシャル諸島、ミクロネシア連邦国家、モナコ、オランダ、ニュージーランド、カタール、サウディアラビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、ウクライナ、英国

票決前ステートメント: シリア、英国、カタール、スイス、朝鮮民主人民共和国、イラン、ヴェネズエラ、キューバ、サウディアラビア、ロシア連邦、中国

賛成 95 票、反対 13 票、棄権 66 票で決議を採択

票決後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、アルメニア、ベラルーシ、ジンバブエ、アルゼンチン、トルコ、**日本(決議案に賛成票を投じた。事務総長がシリアの状況に関する報告書を提供することを希望する)**、イラン、シリア、アゼルバイジャン、アルメニア

52. アフリカの難民・帰還民・国内避難民への支援(A/C.3/76/L.60/Rev.1)

主提案国: ガーナ(アフリカ諸国を代表)

共同提案国: ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: メキシコ、ハンガリー

## 11月18日(金)午前・午後 第42・43回会議

### 決議の採択(継続)

53. 2019年コロナウィルス病(COVID-19)の余波を含め、無職者に対処するための包摂な社会開発政策とプログラム(A/C.3/76/L.12/Rev.1)---PBI あり

主提案国: マダガスカル(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: エクアドル

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、米国、英国、イスラエル、オーストラリア、ホーリーシー

54. 第4回世界女性会議のフォローアップと「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会の成果の完全実施(A/C.3/76/L.65)

主提案者: 議長

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：スロヴェニア(欧州連合を代表)、メキシコ・フランス、ロシア連邦、ドミニカ共和国、米国、パナマ、ホーリーシー

決議内容:

総会は、

2019年12月18日の決議74/128を含め、この問題に関する以前の決議を想起し、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを支持する制度的取り決めに強化する」と題する2010年7月2日の決議64/289のセクションも想起し、

「北京宣言と行動綱領」及び「女性2000年:21世紀のジェンダー平等・開発・平和」と題する第23回特別総会の成果がジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成への重要な貢献であり、すべての国家、国連システム、その他の関係団体によって効果的な行動に変えられなければならないことを深く確信し、

「ミレニアム・サミット」、2005年の「世界サミット」、「ミレニアム開発目標」に関する総会高官本会議、「ミレニアム開発目標」達成に向けて払われた努力をフォローアップするための総会特別行事、2015年後の開発アジェンダの採択のため国連サミット、及びその他の国連サミット、会議、特別会期でなされたジェンダー平等と女性の地位の向上へのコミットメントを再確認し、その完全で効果的で促進された実施が「持続可能な開発目標」を含め、国際的に合意された開発目標の達成に統合されていることも再確認し、

「開発のための資金調達ドーハ宣言」:「モンテレー・コンセンサスの実施を見直すための開発のための資金調達フォローアップ国際会議」の成果文書及び「開発のための資金調達第3回国際会議のアディスアベバ行動アジェンダ」の中のジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する公約も再確認し、

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウイメン)の指導の下で開発された「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する国連システム全体にわたる行動計画」の実施を通してジェンダー主流化を強化し、促進することにより、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進し続ける事を国連開発制度のすべての機関に要請している国連システムの開発のための事業活動の4年に1度の包括的な政策見直しに関する2020年12月21日の決議75/233を想起し、

「HIV/エイズ・コミットメント宣言」と特にジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントに貢献する変革的なエイズ対応に対処した2021年6月8日から10日までニューヨークで開催されたHIV/エイズに関する総会の総会高官本会議で採択された

「HIVとエイズに関する政治宣言:2030年までに不平等をなくしエイズをなくす軌道に乗る」を再確認し、2017年9月27日と28日に、ニューヨークで開催された「人身取引と闘うための国連世界行動計画」の実施に関する政治宣言も再確認し、

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に向けて遂げられた進歩を歓迎し、課題と障害が「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果の実施に残っていることを強調し、

2020年は、第4回世界女性会議と「北京宣言と行動綱領」の採択25周年を記すことに

感謝と共に留意し、この点で、各国政府によって行われた見直し活動に感謝と共に留意し、これら見直し活動へのすべての関連ステイクホルダーの貢献に留意し、

女性・平和・安全保障に関する 2000 年 10 月 31 日の安全保障理事会決議 1325(2000 年)、2008 年 6 月 19 日の決議 1820(2008 年)、2009 年 9 月 30 日の決議 1888(2009 年)、2009 年 10 月 5 日の決議 1889(2009 年)、2010 年 12 月 16 日の決議 1960(2010 年)、2013 年 6 月 24 日の決議 2106(2013 年)、2013 年 10 月 18 日の決議 2122(2013 年)、2015 年 10 月 13 日の決議 2242(2015 年)、2019 年 4 月 23 日の決議 2467(2019 年)及び 2019 年 10 月 29 日の決議 2493(2019 年)及び子どもと武力紛争に関する 2009 年 8 月 4 日の決議 1882(2009 年)、2015 年 6 月 18 日の決議 2225(2015 年)及び 2018 年 7 月 9 日の決議 2427(2018 年)を想起し、

紛争防止と解決及び平和構築におけるすべての女性の重要な役割を再確認し、意思決定レベルを含め、そこへの彼女たちの参画の重要性を強調し、この点で、2020 年が女性・平和・安全保障に関する安全保障理事会決議 1325(2000 年)の採択 20 周年を記すことに留意し、

2015 年 9 月 27 日ニューヨークで開催された「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する世界指導者会議: 行動への公約」とこの会議で各国政府によってなされたジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントに対する誓約と公約を想起し、

女性の経済的エンパワーメントに関する事務総長の高官パネルに留意し、

「北京宣言と行動綱領」及び第 23 回特別総会の成果の実施に対する責任は、主として国レベルにあり、の点での強化された努力が必要であることを認め、強化された国際協力が、完全で、効果的で、促進された実施には極めて重要であることを繰り返し述べ、

CSW の作業の基礎となっている「北京宣言と行動綱領」のフォローアップにおける CSW の主要な役割も認め、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」の実施の国内的・地域的・世界的見直し全体を通して、ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに対処し、これを統合することが極めて重要であることを強調し、

「北京宣言と行動綱領」の実施を見直す際の CSW の作業を歓迎し、そのすべての合意結論に感謝と共に留意し、その実施の必要性を認め、

CSW が「北京行動綱領」と第 23 回特別総会成果の見直しを行った 2020 年の CSW64 を想起し、

「北京行動綱領」とその見直しの成果文書の完全で促進された実施に対する公約を示す 2020 年 10 月 1 日にニューヨークで開催された第 5 回世界女性会議の 25 周年に関する総会高官会議も想起し、

第 4 回世界女性会議の 25 周年に当たりの政治宣言を歓迎し、

女性と女兒のエンパワーメントに関する努力も歓迎し、国連ウィメンによって共同開催され、市民社会とパートナーを組んでフランスとメキシコが共同議長を務める「世代平等フォーラム」のようなすべての国際・地域・国内イニシアティブに留意し、

国連ウィメンの能力とそのマンデートを達成する際のその経験の強化をさらに歓迎し、

持続可能な開発、開発のための資金調達、移動、気候変動、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントの間の関連性を含め、政府間プロセスに提供される継続する支援に対して国連ウィメンを推奨し、

規範的な政府間プロセスに仕えるために必要とされる資金は通常予算から資金提供されるべきであることを決定した決議 64/289 を想起し、

ジェンダー平等のための基金と女性に対する暴力を撤廃するための行動を支援する国連信託基金の継続する作業留意し、

市民社会、特に女性のグループと団体及びその他の NGO の参画と貢献が、「北京宣言と行動綱領」と第 23 回特別総会の成果の実施の成功並びに「2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施にとって重要であることを認め、

ジェンダー主流化は、社会的・人道的・文化的・経済的・財政的問題を扱う決議を含め、主要委員会と補助機関によって検討されるすべての問題にに関連している不平等の構造を変革することにより、女性のエンパワーメントを推進し、ジェンダー平等を達成するための世界的に受け入れられた戦略であることを再確認し、

すべての政治的・経済的・社会的領域の政策とプログラムの立案・実施・監視・評価にジェンダーの視点の主流化を積極的に推進する公約並びにジェンダー平等の領域での国連システムの能力を強化するという公約も再確認し、

女性と女児に対する差別と女児と男児、女性と男性の固定観念的役割を永続化する差別的態度とジェンダー固定観念を変えることに対する課題と障害を念頭に置き、課題と障害が男女間の不平等に対処する国際基準と規範の実施に残っていることを強調し、

ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントの達成における変革の担い手であり受益者として、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施と「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応した実施のみならず、女性と女児に対するあらゆる形態の差別と暴力の撤廃における同盟者として、男性と男児を完全に関わらせることの重要性を認め、

「国連憲章」の第 101 条パラグラフ 3 に従って、公正な地理的配分の原則を完全に尊重して、国連システムの特に比較的高い専門職等級と本部以外の場所での 50 対 50 のジェンダー・バランスの緊急の目標が依然として満たされないままであること、女性の代表者数が、比較的高い専門職レベルで漸進的に減少しており、国連システムの女性の地位の改善に関する事務総長の報告書に反映されているように、平和維持ミッションを含め、本部以外の場所で代表者数の格差が最大であり、変革の速度が最も遅いことに重大な懸念を表明し、

ジェンダー同数に関する事務総長のシステム全体にわたる戦略を支援して、最新の利用できるデータを提供することにより、システム全体にわたる監視とデータ収集を強化する国連ウィメンと国連開発計画によるジェンダー同数に関する国連システム全体にわたるダッシュボードの創設に感謝と共に留意し、

1. 「北京行動綱領」と第 23 回特別総会の成果と国連システムの女性の地位の改善に関

する事務総長報告書のフォローアップと実施において取られた措置と達成された進歩に関する事務総長の報告書に感謝と共に留意する。

2. 第4回世界女性会議で採択された「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会の成果を再確認し、CSW64で採択された政治宣言も再確認し、その完全で効果的で促進された実施を確認する。

3. 総会と経済社会理事会の主要な基本的役割並びに「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果に基づいて、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを推進し、国連システム内でジェンダー主流化を推進し監視する際のCSWの触媒的役割も再確認し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメント並びに女性と女児によるすべての人権の享受を促進するために、「持続可能な開発 2030 アジェンダ」のフォローアップに貢献するようCSWを奨励する。

4. 「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施に貢献するために、「2030 アジェンダ」の実施にジェンダーの視点を組織的に主流化するよう各国政府とその他のすべてのステイクホルダーに要請し、この点で、「北京宣言と行動綱領」のフォローアップと「2030 アジェンダ」のジェンダーに対応したフォローアップとの間の相乗作用を保障することの重要性を強調する。

5. 「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会の成果の完全で効果的で促進された実施が、「持続可能な開発目標」の達成にとっての基本であることを繰り返し述べる。

6. 「北京宣言と行動綱領」の実施と「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の下での締約国の責務の成就が、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの達成に関して相互に補強しあうものであることを認め、この点で、「行動綱領」と第23回特別総会の成果の実施の推進への女子差別撤廃委員会の貢献を歓迎する。

7. 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」とその「選択議定書」の下での責務に完全に従い、女子差別撤廃委員会の一般勧告のみならず、その最終見解を考慮に入れるよう締約国に要請し、条約に付しているすべての留保条件の程度を制限することを検討し、すべての留保条件をできるだけ正確に狭く策定し、いかなる留保条件も「条約」の目的と趣旨とは相容れないことを保障するためにこれらを撤回する目的で、そのような留保条件を定期的に見直すよう締約国に要請し、「条約」をまだ批准も加入もしていないすべての加盟国にそうすることを検討するよう要請し、「選択議定書」の署名・批准・加入を検討するよう、まだこれを行っていない加盟国に要請する。

8. 各国には、あらゆる形態の女性と女児に対する暴力を防止し、これと闘い、被害者に保護を提供し、女性と女児に対する暴力の加害者を捜査し、訴追し、罰するために相当の注意義務を行使する責務があり、そうできないことは、その人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、無にすることであることを再確認し、女性と女児に対する暴力を撤廃する法律と戦略を策定し、実施するよう各国政府に要請し、あらゆる形態の暴力の防止と撤廃に積極的役割を果たすよう男性と男児を奨励し、支援し、暴力がいかに女児、男児、女性、男性に害を与えるかについて、男性と男児の間に理解を深めることを奨励し、あらゆる

る形態の女性に対する暴力に反対の声を上げるようすべての行為者を奨励し、この点で、事務総長の継続中のキャンペーン「女性に対する暴力をなくすための団結」、その社会的動員とアドヴォカシーのプラットフォームである「世界をオレンジ色に：女性に対する暴力をなくす」、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(国連ウィメン)の”HeforShe”キャンペーンを支援し、並びに性的搾取と虐待の防止と対処に関する事務総長の任意のコンパクトを支援し続けるよう加盟国を奨励する。

9. 国連ウィメンのマンドートの重要性と価値を繰り返し述べ、あらゆるレベルでの女性と女兒のために強力な声を提供する際に、機関の指導力とジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントの達成とその人権の実現に完全に貢献するために、政府間プロセスを支援するその努力を歓迎する。

10. 国連ウィメンが、規範的な政府間プロセスに仕えるというそのマンドートを遂行できるようにするために、任意の寄付を土台とし続けていることに懸念と共に留意し、この点で、決議 64/289 の完全実施の必要性を強調する。

11. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関するその作業において、国連システムの説明責任を指導し、調整し、推進する際の国連ウィメンの重要な役割を再確認する。

12. 国連システム全体にわたってより効果的で統合力のあるジェンダ主流化のための国連ウィメンの重要で広範な作業に感謝と共に留意し、国連システム全体にわたって行動を促進するその作業と努力の不可欠の部分として、国連システム全体にわたってジェンダー主流化を支援し続けるよう国連ウィメンに要請する。

13. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに関する規範、政策、基準を開発し、強化し、そのマンドートに沿って部門別政策と規範的枠組みにジェンダの視点を統合する努力において、加盟国を支援するという国連ウィメンの公約を歓迎し、政府間機関とプロセスの作業にジェンダーの視点を主流化し、強化し、その機会に対する認識を高め、決議及びその他の成果にジェンダーの視点を強化する際に、加盟国の要請で、技術援助を提供するために、政府間審議を支援して、政策分析、知識、証拠及び情報を提供し続けるよう機関を奨励する。

14. その規範的支援機能を完全に実施するために、国連ウィメンの能力を強化し続ける必要性を認める。

15. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを推進する際に国連ウィメンの重要な役割と加盟国を支援し、国連システムを調整し、「北京宣言と行動綱領」の実施を支援して、あらゆるレベルで、市民社会、民間セクター及びその他の関連ステイクホルダーを動員する際の国連ウィメンの重要な役割も認め、国連ウィメンとその他の関連ステイクホルダーに、それぞれのマンドート内で、組織的なジェンダー主流化、結果を出すための資金の動員、データと厳格な説明責任制度での進歩の監視を通して、国際・地域・国内・地方レベルでの「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施を支援し続けるよう要請する。

16. 国連ウィメンが速やかに効果的にその戦略計画を実施できるようにする際に、適切

な資金提供の重要性を認め、その目標を達成するための財政資金の動員が未だに課題であることを認めて、法律と予算の規定が認めるときには、核心となる複数年にわたる予見できる安定した持続可能な任意の寄付を提供することにより、国連ウィメンの予算のための資金提供を増額するよう加盟国に要請する。

17. 適宜、格差と課題に対処し、明確で測定できる時間制限のある行動を取り、以下を含め、第4回世界女性会議の25周年に当たりの政治宣言でなされた公約に沿って、「北京宣言と行動綱領」の完全で効果的で促進された実施のために適切な財政資金を動員するようにも加盟国に要請し、ステイクホルダーを奨励する：

(a)すべての差別法を撤廃し、法律と政策とプログラムが、すべての女性と女兒に利益を与え、これらが完全に効果的に実施され、その効果を保障するために組織的に評価され、不平等と周縁化を生み出したり強化したりしないことを保障すること。

(b)構造的障害、差別的な社会規範、ジェンダー固定観念を撤廃し、すべての女性と女兒をエンパワーし、その貢献を認め、メディアにおけるそのバランスの取れた非固定観念的描き方を通して、彼女たちに対する差別と暴力を撤廃する社会規範と慣行を推進すること。

(c)司法と公共サービスへの平等なアクセスを保障するのみならず、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを推進するために、あらゆるレベルの機関の効果と説明責任を強化すること。

(d)万人の人権の実現とジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントの達成のために、持続可能な開発の経済的・社会的・環境的側面にわたってジェンダーの視点を主流化すること。

(e)すべてのセクターからの財政資金の動員を通して、適切な資金調達とジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントへの公約をマッチさせること。

(f)ジェンダー平等と女性と女兒のエンパワーメントに対する公約の実施に対する説明責任を強化すること。

(g)技術の利用から生じる危険と課題に対処するのみならず、女性と女兒の生活を改善し、開発格差とジェンダー・デジタル格差を含めたデジタル格差を埋めるための技術と革新の可能性に備えること。

(h)政策とプログラムの実施と評価を強化するために、国の統計能力を強化を含め、ジェンダー統計の改善された収集、分析及び利用を通してデータと証拠の格差を埋めること。

(i)ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成するという公約を実施するために、公共・民間パートナーシップのみならず、南北、南南、三者協力を含め、国際協力を強化すること。

18. 各国政府と機関、それぞれのマנדート内での国連システムの関連基金と計画と専門機関、金融機関を含めたその他の国際・地域団体、及びNGOを含めた市民社会のすべての関連行為者に、「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会の成果の完全で効果的な実施を達成するための行動を強化し、促進するよう要請する。

19. ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントに関して野心的な公約をす

るようすべての加盟国を奨励する。

20. 「北京宣言と行動綱領」と第3回特別総会の成果のフォローアップと実施の見直しにおいて、中心的役割を果たす際に CSW の作業を支援し続け、適宜、CSW の勧告を実行し続けるよう各国政府と国連システム、その他の国際団体及び市民社会を含め、すべての行為者を奨励し、この点で国内・国際レベルでの完全実施に対する課題を克服する際に、経験、学んだ教訓、好事例及び優先テーマの実施における進歩の評価の CSW の継続する分かち合いを歓迎し、適宜、その作業に CSW の成果を統合するよう国連システムの政府間機関を奨励する。

21. そのマンデート内の作業に CSW の成果を組織的に戦略的に組み入れ、ジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに向けた加盟国の努力に対する効果的支援を保障するよう国連システムの諸団体に要請し、この点で具体的な結果に基づく報告メカニズムを利用し続け、その作業の規範的側面と事業上の側面間の統合力、首尾一貫性、調整を確保するよう国連ウィメンを奨励する。

22. すべての行為者とすべての開発の領域にジェンダーの視点の主流化を強化するよう、国々とすべてのステイクホルダーを奨励する。

23. すべての国連サミット、会議及び特別会期並びにフォローアップ・プロセスのみならず検討中のすべての問題とそのマンデート内にジェンダーの視点を完全に主流化する努力を強化するよう、持続可能な開発に関する高官政治フォーラムと経済社会理事会の年次閣僚見直しと開発協力フォーラムのような機能と基金と計画と専門機関を含めた国連システムに、その呼びかけを繰り返す。

24. その準備プロセスと成果で、政府間プロセスが首尾一貫してジェンダーの視点に対処することを保障するよう各国に要請する。

25. 本会議と高官会議を含め、総会の作業にジェンダーの視点をさらに統合する努力にコミットする。

26. 特に事務総長報告書に含まれている分析とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの横断的性質に照らして、総会とそれぞれの主要委員会と機能機関及び経済社会理事会とそれぞれの機能委員会のそれぞれのマンデート内で、適宜その決議を含め、その作業へのジェンダーの視点の統合においてさらなる進歩を遂げる努力を強化するよう、事務総長報告書に含まれている分析とジェンダー平等と女性のエンパワーメントの横断的性質に照らして、主要委員会と補助機関、並びに経済社会理事会とその機能委員会を奨励し、適宜そのような努力を奨励するようビューローに勧める。

27. 「北京宣言と行動綱領」及び第23回特別総会の成果の完全で効果的で促進された実施と「2030 アジェンダ」のジェンダーに配慮した実施において、市民社会、特に NGO と女性団体の役割と貢献を強く支援し続けるよう各国政府を強く奨励する。

28. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを専門としている女性団体とその他の NGO を強化されたアウトリーチ、資金提供、能力開発を通して、政府間プロセスに参画するように奨励するよう、各国政府と国連システムに要請する。

29. 事務総長報告書及びその他の政府間プロセスへのインプットにジェンダーの視点の包摂を組織的に要請するよう国連の政府間機関に要請する。

30. 総会と経済社会理事会及びその補助機関に提出される事務総長の報告書が、ジェンダーに配慮した分析、性別・年齢別・障害別データの提供と変革の担い手としての女性と女児の貢献とジェンダー平等と女性と女児のエンパワーメントに関する提案された政策とプログラムのインパクトの反映を通してジェンダーの視点に組織的に対処し続け、さらなる行動のための結論と勧告が、ジェンダーに対応した政策開発を促進するために、女性と男性、女児と男児の異なった状況とニーズに対処することを要請し、この点で、事務総長報告書にインプットを提供するすべてのステイクホルダーにジェンダーの視点を反映することの重要性を伝えるよう事務総長に要請する。

31. 国連ウィメン、国際・地域団体・その他の関連行為者を含め、適宜国連機関の支援を得て、多部門的努力とパートナーシップを通してジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国の追跡指標のみならず、性別・年齢別統計に関して国のデータ収集と監視能力の強化を優先するよう加盟国を奨励する。

32. 国連システムのすべての機関に特にジェンダー専門家の維持を通して、並びにすべての職員、特に現地にいる者が、促進されたジェンダー主流化のためのツールとガイダンスと支援を含め、訓練と適切なフォローアップを受けることを保障することにより、「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会成果の完全で効果的で促進された実施を保障する際に、積極的役割を果たし続けるよう、国連システムのあらゆる部分に要請し、ジェンダーの領域での国連システムの能力を強化する必要性を再確認する。

33. 事務総長のジェンダー同数に関するシステム全体にわたる戦略に定められているように、2021年までに最高のレベルで、2028年までに国連システム全体のあらゆるレベルで、同数に到達するという目標を含め、機能的な労働環境の醸成と国連システム全体を通してあらゆるレベルで、50対50のジェンダー・バランスの目標に向けて進歩を促進することに向けた指導力と努力に対して事務総長を推奨する。

34. ジェンダー同数の目標を達成し、維持する機関に特化した実施計画を更新し定期的に監視するよう国連諸機関を奨励していることに対しても事務総長を推奨し、この点で、そのような計画を通してジェンダー同数の実施とこれに関して遂げられた進歩に関する定期的な報告を継続するよう国連ウィメンを奨励する。

35. 開発途上国と後発開発途上国、経済移行期の国々と代表者のいないまたは少ない国々の女性を特に考慮して、「国連憲章」の第101条パラグラフ3に従って、公正な地理的配分の原則を完全に尊重して、現地と平和維持ミッションを含め、国連システム全体を通してあらゆるレベルでの50対50のジェンダー・バランスの目標を達成する努力をさらに促進し、一時的特別措置とワーク・ライフ・バランスを含めた機能的な労働環境を醸成することに関連した政策と措置の実施の強化を含め、目標と予定表のある措置の実施を保障し、進歩を促進し、できるだけ短い期間内にジェンダー同数を達成することに関して、特にリーダーシップ・コンパクトと業績評価制度を通して、進歩と管理職と部局の説明責

任を促進するために、職場でのあらゆる形態の差別、人種主義、セクハラを含めたハラスメント、権威の乱用、性的搾取と虐待を防止し対処するよう事務総長に要請する。

36. コロナウイルス病(COVID-19)流行が女性職員とその健康と福利に与えるインパクトを詳細に監視し、女性の地位の改善に関するシステム全体にわたる報告のために国連ウイメンと情報を分かち合うよう国連の諸団体に要請する。

37. 説明責任メカニズムの実施を奨励するのみならず、国連システム諸団体内のセクハラへの対処に関する国連システム調整理事会タスクフォースの作業に完全に沿って、セクハラを防止し、対処し撤廃する努力を強化し、あらゆる形態の非行に対する被害者を中心とした取り組みを適用し、説明責任メカニズムの実施を奨励するようにも国連の諸団体に要請する。

38. 国連システム機能的環境ガイドラインと現地に特化した機能的環境ガイドラインに含まれている勧告のみならず、ジェンダー同数に関する事務総長のシステム全体にわたる戦略に概説されているように、特に包括的な範囲の行動を通して、国連国別チーム・レベルを含め、すべての場所で、50対50のジェンダー・バランスの目標を達成することに向けた努力をかなり強化し、国連ウイメンとシステム全体にわたるジェンダー・フォーカル・ポイントの積極的支援との協働を継続し、組織の変革とCOVID-19流行からの後退を含め、ジェンダー・バランスの進歩に対する明らかにされた障害を克服するよう国連の諸団体に要請する。

39. 国連ウイメンによって指導され、調整されるジェンダー同数推進のための支援を提供するためのジェンダー・フォーカル・ポイントの任命を継続するよう、本部レベルでも非本部レベルでも国連諸機関に要請する。

40. 平和維持活動を含め、特により上級の意思決定・政策策定レベルの国連システムの地位への任命のためにより多くの女性候補者を明らかにし、定期的に出すよう加盟国に強く奨励する。

41. 政策、戦略、資金の配分、プログラムに関連する進歩の改善された監視と報告を通して、ジェンダー・バランスの達成によって、国際・地域・国内・地方レベルで、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対する公約の実施に対する説明責任を強化するために、各国政府と国連システムによる強化された努力を奨励する。

42. 各国政府がジェンダー平等と女性のエンパワーメントに対して主たる責任を担っており、国際協力が、「北京宣言と行動綱領」の完全実施に向けて進歩する際に、開発途上国を支援する基本的役割を担っていることを再確認する。

43. 事務総長報告書の結果のフォローアップを強化し、本決議の実施を促進するために、報告書の結果に国連システムの注意を引くよう事務総長を奨励する。

44. 国連システムの女性の地位の改善と向上に関して、「女性の地位の向上」と題する項目の下で、ジェンダー・バランスを達成する際に遂げた進歩と遭遇した障害に関して、CSW66と67に口頭による報告を提供し、第78回総会に報告するよう、事務総長に要請する。

45. 「北京宣言と行動綱領」と第23回特別総会成果実施のフォローアップと遂げられた進歩に関して、「女性の地位の向上」と題する項目の下で、第78回総会に報告するようにも事務総長に要請する。

55. 子どもの権利(A/C.3/76/L.25/Rev.1)---PBIなし

主提案国: ウルグアイ(ラテンアメリカ・カリブ海諸国を代表)

共同提案国: アルバニア、アンティグア・バーブダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、バハマ、バルバドス、ベルギー、ベリーズ、ボリヴィア多民族国家、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルデ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルヴァドル、赤道ギニア、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、キルギスタン、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニカラグア、北マケドニア、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、セントキッツ・ネイビス、セントルシア、セントヴィンセント・グレナディーン、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリナム、スウェーデン、トリニダード・トバゴ、ウクライナ、ヴェネズエラ・ボリヴィアリアン共和国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、ロシア連邦、米国、フィリピン、エジプト、バーレーン、リビア、シンガポール、セネガル、マレーシア、エリトリア、イエーメン、英国、アルジェリア、イラン、スリランカ、トルコ、ホーリーシー

56. 民族自決権の普遍的実現(A/C.3/76/L.58)

主提案国: パキスタン

共同提案国: アルジェリア、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、バングラデシュ、ベラルーシ、ブルネイ・ダルサーラム、中央アフリカ共和国、コートイヴォワール、朝鮮民主人民共和国、エクアドル、エリトリア、イラン・イスラム共和国、ヨルダン、クウェート、ニカラグア、オマーン、カタール、ロシア連邦、サウディアラビア、シンガポール、南アフリカ、シリア・アラブ共和国、タジキスタン、東ティモール、アラブ首長国連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン、ザンビア、ジンバブエ、パレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: アルゼンチン、スペイン、英国

答弁権行使: スペイン、英国

57. ジャーナリストの安全と刑事責任免除の問題(A/C.3/76/L.49/Rev.1)

主提案国: ギリシャ

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、カナダ、中オアアフリカ共和国、チリ、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、**日本**、ラトヴィア、レバノン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、パラグアイ、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ、英国、米国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: 米国、ロシア連邦

58. 人権擁護者のための安全で機能的な環境の提供を通じた普遍的に認められた人権と基本的自由を推進し保護するための個人、社会の集団と機関の権利と責任に関する宣言を実施し、コロナウィルス病(COVID-19)流行の状況とこれからの回復を含め、その保護を保障する(A/C.3/76/L.51/Rev.1)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルメニア、コスタリカ、コートイヴォワール、ホンデュラス、アイスランド、レバノン、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、スイス、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、ニュージーランド、米国、ロシア連邦、ヴェトナム、ドミニカ共和国、エジプト、中国、英国、ボリヴィア、アルジェリア

59. コロナウィルス病(COVID-19)流行に対応して、ワクチンへのすべての国々の公正で、料金が手ごろで、時宜を得た、普遍的なアクセスを保障する(A/C.3/76/L.55/Rev.1)

主提案国: アゼルバイジャン(非同盟運動を代表)

票決前ステートメント: 米国

口頭で修正の決議を賛成 171 票、反対 0 票、棄権 7 票(アルメニア、オーストラリア、イスラエル、**日本**、韓国、英国、米国)で採択

採択後ステートメント: スロヴェニア(欧州連合を代表)、**日本(パラグラフ 19 と 15 を指摘し、決議案の提出の時期が早すぎたので、加盟国からの多くのコメントが対処されなかった)ので、我が国は棄権せざるを得なかった)**、アルメニア、ロシア連邦、チュニジア、ニュージーランド、メキシコ、スイス、オーストラリア、カナダ、英国、イラン、ハンガリー、中国、ホーリーシー

60. 世界の麻薬問題に対処し闘うための国際協力(A/C.3/76/L.14/Rev.1)---PBI なし

主提案国: メキシコ

共同提案国: 中央アフリカ共和国、エクアドル、赤道ギニア、ホンデュラス、モンゴル、

パラグアイ、ウクライナ

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント：エジプト、カナダ、米国、キルギスタン、英国、ベラルーシ、シリア、ロシア連邦、イラン、ホーシーシー

61. 民主化推進における国連の役割を強化し、定期的で真正な選挙を強化する(A/C.3/76/L.45/Rev.1)---PBI なし

主提案国: 米国

共同提案国: アルバニア、アンドラ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、カナダ、中央アフリカ共和国、チリ、コロンビア、コスタリカ、コートイヴォワール、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、メキシコ、ミクロネシア連邦国家、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、パラオ、パラグアイ、フィリピン、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、英国、ヴァヌアトゥ

一般コメント: ナイジェリア、アルゼンチン、スロヴェニア(欧州連合を代表)、イスラエル、英国、日本(委員会が政治的見解に基づく差別は気にしないことを意味するように思えるパラグラフ7の修正案には反対票を投じる)、アルバニア、米国、オーストラリア、リベリア、エジプト、リビア、アルジェリア、シリア、ベラルーシ、イラン

賛成 56 票、反対 89 票、棄権 12 票で、全文パラグラフ9の口頭による修正案を否決

賛成 58 票、反対 90 票、棄権 3 票で、パラグラフ7の口頭による修正案を否決

票決後ステートメント: ヨルダン、チュニジア

口頭で修正のコンセンサスで採択

採択後ステートメント: ロシア連邦、ナイジェリア、セネガル、シリア、オランダ、リビア、バーレーン、パキスタン、エジプト、シンガポール、ハンガリー、中国、イエーメン、マレーシア、アルジェリア、スロヴェニア、グアテマラ、スーダン、イラン、インドネシア、イラク、バングラデシュ、ソマリア、カメルーン、ナイジェリア

62. 第77回総会第3委員会の作業計画案(A/C.3/76/L.68)

提案者: 議長

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: ブラジル

以上